

健診情報の引継ぎに関するお知らせ

健診情報の引継ぎとは？

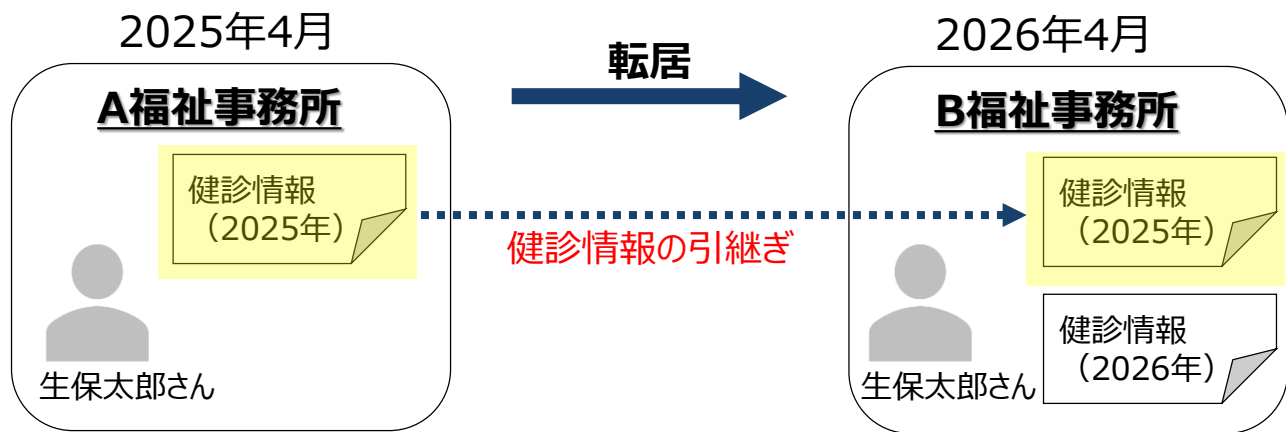
生活保護を受給されている方が、転居に伴って、別の地域の福祉事務所で生活保護を受給されることになった場合、転居前の地域で受診した健診の情報を、転居前の地域の福祉事務所から、転居後の地域の福祉事務所に引き継ぐことができます。

引継ぎの対象者と対象の健診情報

引継ぎの対象者は、生活保護を受給されており、転居に伴い、生活保護を受給する福祉事務所が変更となる方です。

また、対象となる健診情報は、2024年4月以降に健康増進法に基づき実施される健診情報です。

健診情報の引継ぎのイメージ



※ 健診情報の引継ぎは自動で行われるため、ご自身での手続きは不要です。

健診情報の引継ぎを希望しない場合

やむを得ない理由等で、**健診情報の引継ぎを希望しない場合**は、現在お住まいの地域の福祉事務所へご相談ください。

